

空家の解体に補助金が出ます！

対象になる家屋



3つ全てに当てはまる
ものが対象です

- ①個人所有の木造住宅
- ②1年以上住んでいないもの
- ③不良住宅と判定されたもの



不良住宅とは？

- 基礎がない
 - 屋根が剥がれ雨漏りしている
 - 外壁に穴があいている
 - 雨どいが外れている
- などを確認し、項目ごとの状態によって
点数をつけて判定します。

補助額

工事費の4/5 ※上限 **20万円** まで

申請の流れ

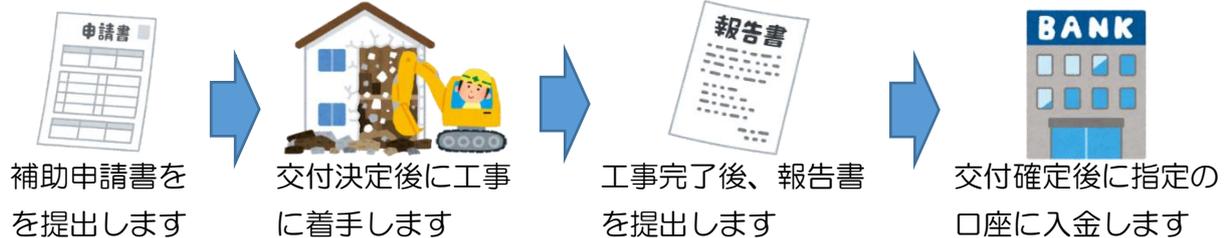


まずは不良住宅判定のお申込みを！

補助金の申請には、町による不良住宅判定が必要です。

※判定には数日かかることもありますので、お早めにご相談ください！

～不良住宅判定された後の流れ～



※必ず契約・着手前に補助申請をしてください。

契約後や着手後は、補助申請できません。

※予算が無くなり次第受付を終了します。ご了承ください。

【お問合せ先】

蟹江町役場 まちづくり推進課

☎0567-95-1111(内線422)